

1 区の概要

(1) 区域、人口、世帯数

<位置> 大田区は、東京都の東南部に位置しています。東は東京湾、西・南は多摩川に面し、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。

<面積> 大田区は、61.86 平方キロメートルで、東京都の総面積（2,199.94 平方キロメートル）の約 2.81%、区部面積（627.51 平方キロメートル）の約 9.86%にあたり、23 区中 1 番の広さです(令和 6 年 10 月 1 日現在)。

【東京都 23 区】



出典：Cratft MAP

(令和6年1月1日現在)

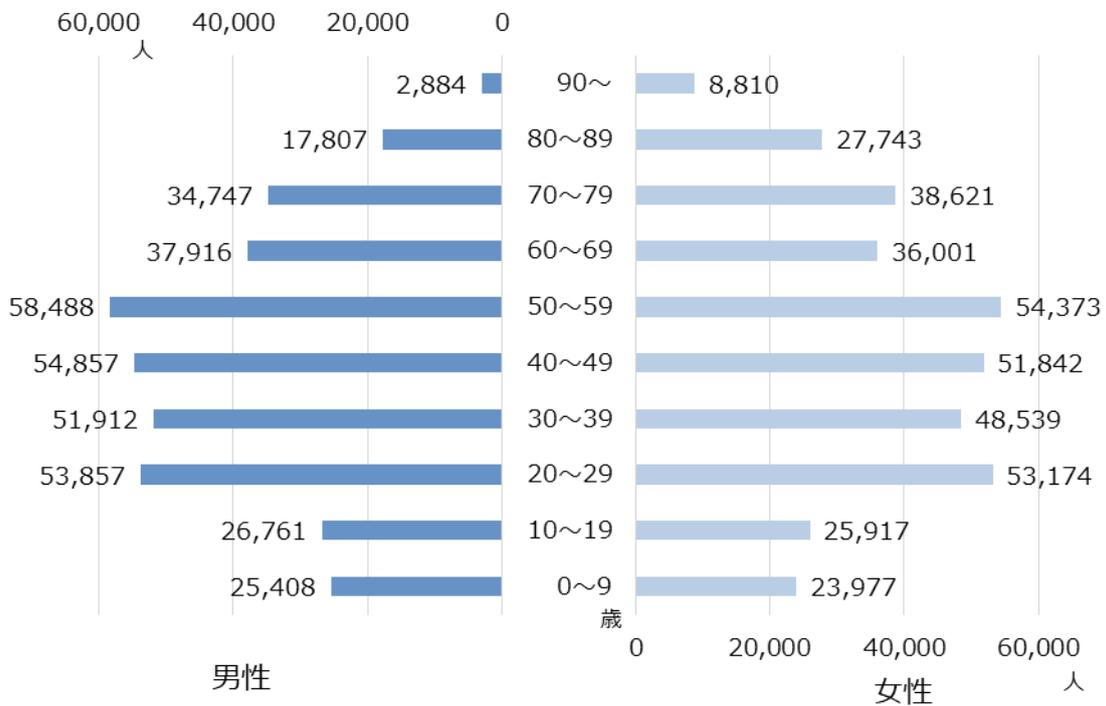
住民基本台帳人口											
人口(人)	0歳～14歳	75,472	男	38,757	構成比	0歳～14歳	10.3%	男	10.6%		
			女	36,715				女	9.9%		
	15歳～64歳	493,790	男	253,373		15歳～64歳	67.3%	男	69.5%		
			女	240,417				女	65.2%		
	65歳以上	164,372	男	72,507		65歳以上	22.4%	男	19.9%		
			女	91,865				女	24.9%		
	小計		733,634	男		364,637	小計		100.0%	男	100.0%
				女		368,997				女	100.0%

(外国人)	(28,397)	男	(13,922)
		女	(14,475)

世帯数	410,030
-----	---------

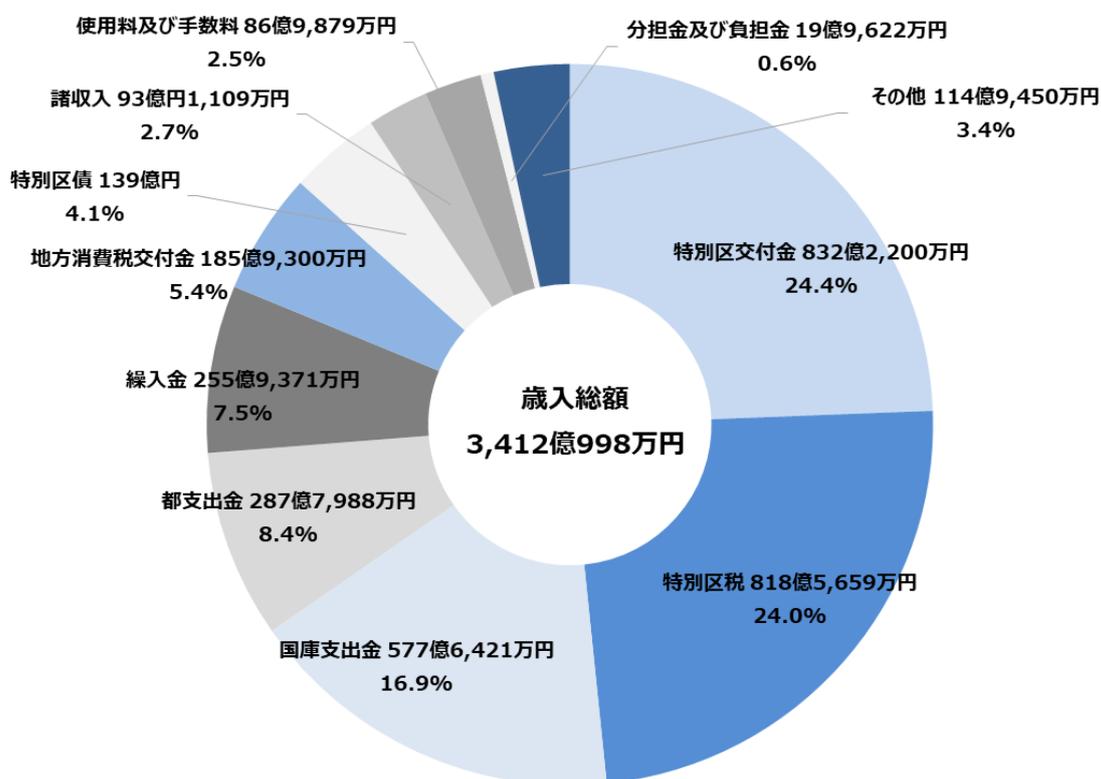
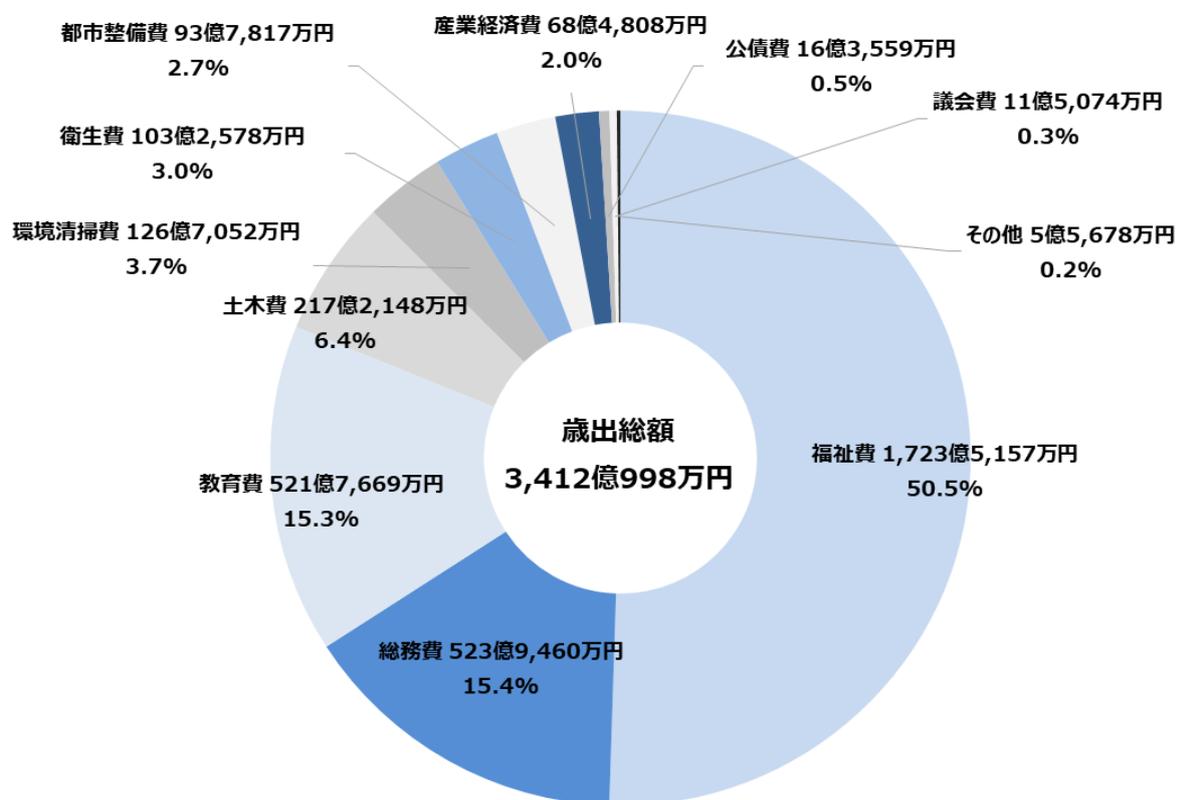
※構成比は四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。
 ※()は内数

大田区の人口ピラミッド



(2) 区の財政

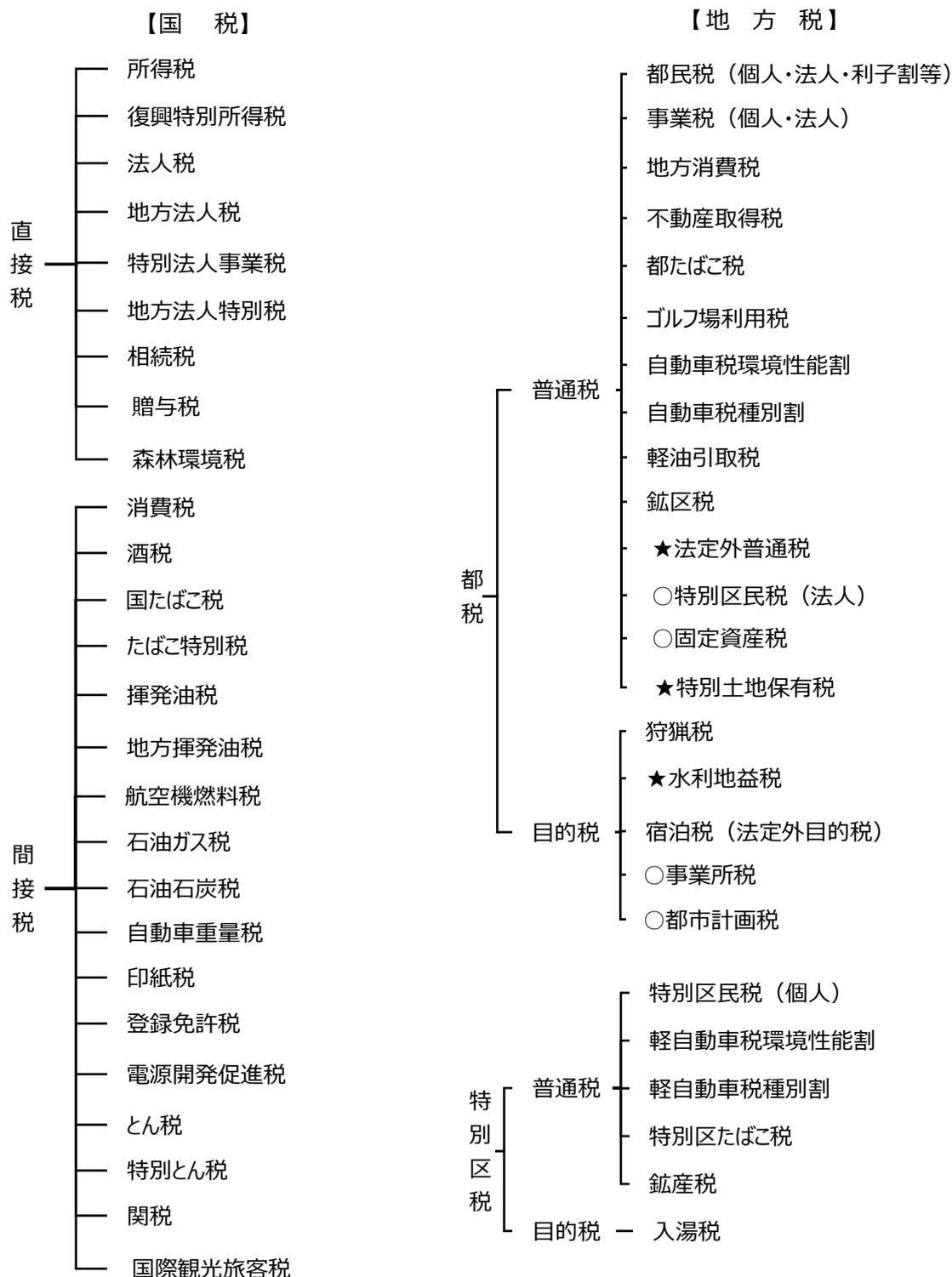
令和6年度一般会計当初予算額 <3,412億998万円>



※数字は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります

(3) 区民と税金

① 税の種類 (国、都、区)



(令和6年4月1日現在)

※○印の税は、区(市町村)の税目であるが、地域の特殊性を反映し、都税として課税しています。

※★印の税は、都内では課税していません。(特別土地保有税は、平成15年度以降は課税停止)

※鉦産税は、平成21年度以降は大田区内では課税していません。

※特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から課税されます。

※森林環境税は、令和6年度から課税されます。

② 個人にかかる税

	納税義務者	課税標準等	納付方法等（納期限）
特別区民税（個人）	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所がある者 区内に事務所・事業所 または家屋敷を有し、住所のない者 	前年（1～12月）の所得金額 （区内に事務所、家屋敷等のみを有す者は均等割のみ課税）	<普通徴収> 給与所得者以外の納税方法。区役所から納税通知書を毎年6月に発送し、年4回で納付 （納期限）1期（6/30） 2期（8/31） 3期（10/31） 4期（1/31） <特別徴収> 会社が給与所得者の給与から天引きし、まとめて納付する方法。納税通知書は、毎年5月に発送し、年12回で納付 （納期限）徴収月の翌10日
軽自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車や軽自動車等を所有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車 	納税通知書を毎年5月に4月1日現在の所有者に送付 （納期限）5月末日
軽自動車税環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> 三輪以上の軽自動車を取得した者 	軽自動車の通常取得価格	新規検査や使用・移転などの届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会にて納付
特別区たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者 	<対象> 区内で売渡した製造たばこ <課税標準> たばこの本数	前月分を毎月末日までに申告納付
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> 鉱泉浴場の入湯客 	1人1日について150円	特別徴収義務者（浴場の経営者等）が前月分を末日までに申告納入

③ 予算1万円の使途（令和6年度一般会計予算）

福祉の充実	区政の運営等	学校教育・生涯学習	公園・道路等の整備	ごみ収集・リサイクル
5,050円	1,540円	1,530円	640円	370円
健康・医療の推進	まちづくり・環境	商工業の振興等	特別区債の償還	その他（予備費等）
300円	270円	200円	50円	50円

2 特別区税

(1) 区歳入の推移

[会計決算書] (単位：千円、%)

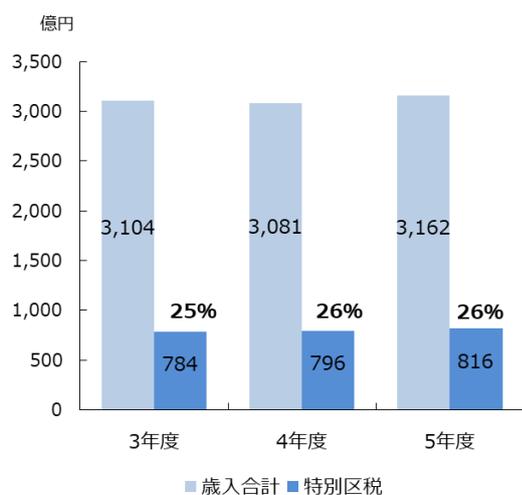
区分	自主 財源	依存 財源	歳入科目	3年度収入額	4年度収入額	5年度		
						収入額	構成比	
一般 財 源	○		特別区税	78,354,599	79,559,020	81,582,213	25.79	
			○ 地方譲与税	1,828,270	1,775,629	1,989,236	0.63	
			○ 利子割交付金	204,706	270,533	313,937	0.10	
			○ 配当割交付金	1,472,391	1,440,790	1,667,906	0.53	
			○ 株式等譲渡所得割交付金	1,802,118	1,107,743	1,786,030	0.56	
			○ 地方消費税交付金	17,604,812	18,703,914	18,456,706	5.84	
			○ 自動車取得税交付金	2	49	8,106	0.00	
			○ 環境性能割交付金	234,384	275,837	303,301	0.10	
			○ 地方特例交付金	536,475	499,014	493,500	0.16	
			○ 特別区(財政調整)交付金	72,855,163	77,137,109	81,492,691	25.77	
				(普通交付金)	71,383,549	74,855,558	78,137,423	-
				(特別交付金)	1,471,614	2,281,551	3,355,268	-
			○ 交通安全対策特別交付金	70,316	68,020	62,275	0.02	
				計	174,963,236	180,837,658	188,155,901	59.50
特 定 財 源	○		○ 分担金・負担金	2,255,023	2,225,440	2,094,582	0.66	
			○ 使用料・手数料	7,756,875	8,439,401	8,373,796	2.65	
			○ 国庫支出金	81,200,105	67,498,865	58,062,361	18.36	
			○ 都支出金	24,789,006	26,777,797	35,482,852	11.22	
			○ 財産収入	1,213,496	1,710,782	1,624,722	0.51	
			○ 寄附金	478,437	375,193	415,837	0.13	
			○ 繰入金	2,684,926	7,742,615	9,676,857	3.06	
			○ 繰越金	3,935,160	5,588,567	2,680,418	0.85	
			○ 諸収入	10,096,612	5,231,662	7,686,062	2.43	
			○ 特別区債	1,027,000	1,714,400	1,994,000	0.63	
				計	135,436,640	127,304,722	128,091,487	40.50
	歳入合計	310,399,876	308,142,380	316,247,388	100.00			
合 計	自主財源		106,775,128	110,872,680	114,134,487	36.09		
	依存財源		203,624,748	197,269,700	202,112,901	63.91		

(2) 特別区税 税目別収入額の推移

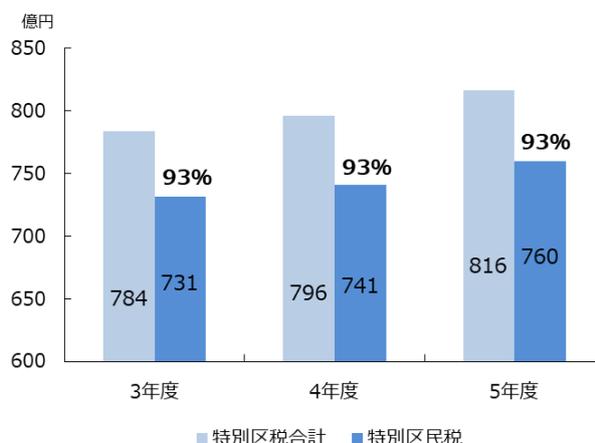
(単位：千円、%)

	3年度		4年度		5年度	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
特別区民税	73,121,718	93.32	74,063,629	93.09	75,969,074	93.12
軽自動車税	354,386	0.45	370,909	0.47	375,983	0.46
特別区たばこ税	4,868,273	6.22	5,108,109	6.42	5,186,520	6.36
入湯税	10,222	0.01	16,373	0.02	50,636	0.06
合計	78,354,599	100.00	79,559,020	100.00	81,582,213	100.00

【歳入に占める特別区税の推移】



【特別区税に占める特別区民税の推移】



(3) 特別区税の税率

① 特別区民税・都民税

【所得割】

特別区民税		都民税	
課税標準	税率	課税標準	税率
一律	6%	一律	4%

【均等割 (年額)】

特別区民税	都民税
3,000 円	1,000 円

② 軽自動車税種別割 (令和 6 年度 年額)

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車等

車種	区分	年税額 (円)
原動機付自転車 (原付バイク)	50 cc以下	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー (三輪以上で 20 cc超 50 cc以下)	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円
二輪軽自動車	125 cc超 250 cc以下	3,600 円
二輪小型自動車	250 cc超	6,000 円

イ 軽自動車（三輪及び四輪以上）

車種	区分		新規登録（初度検査年月）（円）			
			A 平成 27 年 4 月 以 降 (※)	B 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月	C 平成 23 年 3 月以前（重 課税率）	
軽自動車	三輪		3,900	3,100	4,600	
	四輪以上	乗用	営業用	6,900	5,500	8,200
			自家用	10,800	7,200	12,900
	四輪以上	貨物用	営業用	3,800	3,000	4,500
			自家用	5,000	4,000	6,000

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日に新車登録した軽自動車のうち、下記該当のもの

車種	区分		グリーン化特例（軽課）（円）			
			D 電気自動車 及び天然ガス 軽自動車	E 令和 2 年 度基準達成か つ令和 12 年 度基準 90% 達成	F 令和 2 年 度基準達成か つ令和 12 年 度基準 70% 達成	
軽自動車	三輪		1,000	2,000 (乗用営業用 のみ)	3,000 (乗用営業用 のみ)	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800	3,500	5,200
			自家用	2,700	-	-
	四輪以上	貨物用	営業用	1,000	-	-
			自家用	1,300	-	-

※平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録をされた軽自動車は、新税率（上表 A）及びグリーン化特例（上表 D～F）が適用されます。また、平成 27 年 3 月 31 日以前に新車登録された軽自動車については、上表 B を適用しますが、グリーン化を進める観点から、新車登録から 13 年を経過した軽自動車は、新税率（上表 A）の約 20% の重課税率（上表 C）が適用されます。

③ 軽自動車税環境性能割

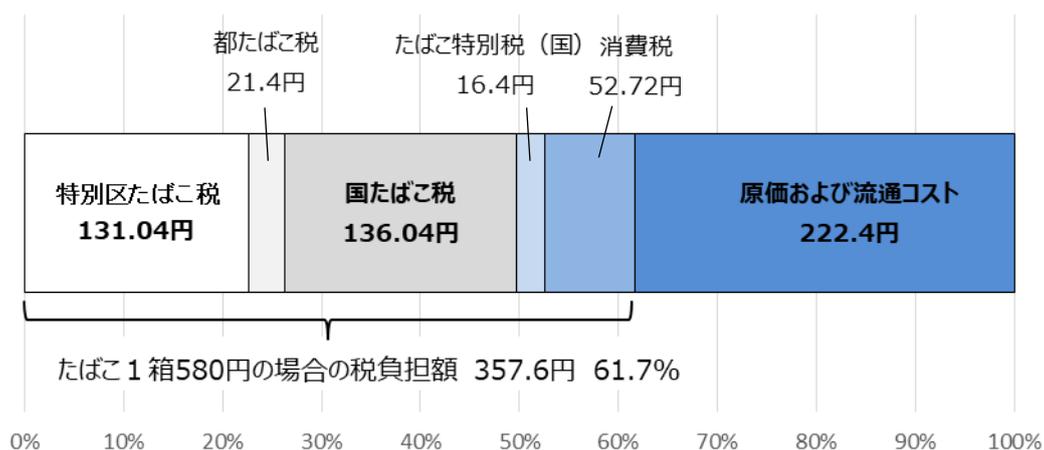
車種	税率 (R6.1.1~R7.3.31)		税率 (R7.4.1~R8.3.31)		
	自家用	営業用	自家用	営業用	
電気軽自動車	非課税		非課税		
天然ガス軽自動車（※1）					
ガソリン軽自動車					
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減、かつ令和2年度燃費基準達成					
かつ令和12年度燃費基準80%達成		非課税		非課税	
かつ令和12年度燃費基準75%達成		1%	0.5%	1%	0.5%
かつ令和12年度燃費基準70%達成				2%	1%
かつ令和12年度燃費基準60%達成		2%	1%		
上記以外		2%		2%	

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減が条件となります。

④ 特別区たばこ税

1,000本につき6,552円

【1箱580円の場合のたばこ税負担額】



⑤ 入湯税

入湯客1人1日について、150円